

※平成29年8月1日から実施している**事前審査制度が延長**されます。

奈良県建築物エネルギー消費性能適合性判定事前審査制度について

建築物エネルギー消費性能適合性判定事前審査制度とは？

【建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条による建築物エネルギー消費性能適合性判定(以下、「省エネ適判」という。)における審査の適切な運用を図るため、省エネ適判の直前に事前審査を行う制度です】

(注) 省エネ適判は、必ず事前審査を受けた所管行政庁へ提出してください。

適用範囲

所管行政庁の省エネ適判を受ける建築物

(本制度は、省エネ適判の申請者の求めに応じて実施するものであり、手続きを義務化するものではありません。)

延長期間

令和7年6月20日から令和12年6月19日まで

事前審査の手続

「建築物エネルギー消費性能適合性判定事前審査願書」に計画書等を添えて、所管行政庁に提出して下さい。

事前審査の内容

所管行政庁は、「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令」に基づき審査を実施します。

 本制度の概要については奈良県のホームページにて公表しております。

 本制度の手続きに係る手数料は必要ありません。

 本制度の運用については、各特定行政庁により取扱いが異なる場合がありますので、事前に確認してください。

 問い合わせ先:奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築安全課 TEL:0742-27-7574

郡山土木事務所建築課
高田土木事務所建築課
中和土木事務所建築課

TEL:0743-51-0209
TEL:0745-52-6144
TEL:0744-48-3079

奈良市建築指導課
橿原市建築安全推進課
生駒市建築課

TEL:0742-34-4750
TEL:0744-22-4001
TEL:0743-74-1111

奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築安全課建築指導係 (奈良県特定行政庁連絡協議会事務局)